

令和4年第3回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和4年9月22日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和4年9月22日 9時30分			議長	大 倉 博	
	散 会	令和4年9月22日 11時35分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	欠 員		8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課 長	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	大西清隆	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
	総務財政課 企画政策 室 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務局 長	穂森美枝	×	議会事務局 主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署名議員	6 番	田 中 良 三		1 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 令和4年第3回笠置町議会会議録

令和4年9月15日～令和4年9月29日 会期15日間

議 事 日 程 (第2号)

令和4年9月22日 午前9時30分開議

- 第1 議案第29号 相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更及び相楽郡広域事務組合規約の変更の件
- 第2 議案第30号 笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 第3 議案第31号 令和4年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件
- 第4 議案第32号 令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件
- 第5 議案第33号 令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年9月第3回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

穂森美枝議会事務局長から、諸般の都合により欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（大倉 博君） 日程第1、議案第29号、相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更及び相楽郡広域事務組合同規約の変更の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第29号、相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更及び相楽郡広域事務組合同規約の変更の件について提案理由を申し上げます。

相楽郡広域事務組合から相楽広域行政組合への名称変更と、ふるさと市町村圏事業の終了による共同処理する事務を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、施行日は令和5年4月1日です。

御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第29号、相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更及び相楽郡広域事務組合同規約の変更の件につきまして説明させていただきます。

一部事務組合の規約変更にあたりまして、地方自治法第286条により、構成自治体と協議しなければならないと規定されており、同じく地方自治法第290条におきまして、その協議に当たって構成市町村のそれぞれの議会の議決が必要とされているということがあり、今回、構成市町村9月議会におきまして、規約の変更を提案させていただいたものでございます。

内容といたしましては、現在の相楽郡広域事務組合から相楽広域行政組合への名称変更を行うもの、ふるさと市町村圏事業の令和4年度末での終了に伴いまして、共同処理する事務を変更するというものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、2ページをお願いいたします。

なお、広域事務組合の議案書の様式を使っておりますので、当町の様式とは少々変わっておりますことを御了解いただきたいと思います。

それでは、2ページ、冒頭でございます。

「相楽郡広域事務組合同規約」を「相楽広域行政組合同規約」に変更となります。

第3条におきまして、第1号を「関係市町村の連絡調整に関する事務」と変更いたしまして、変更前の第2号は削除されます。

2号以下につきましては、それぞれ号数の繰上げとなっております。

続きまして、3ページ、第13条でございます。

基金につきまして記載されているところでございますが、ふるさと市町村圏振興事業が終了となりますので、この基金の廃止というところで、削除されるというものでございます。

別表におきましては、その13条で基金の出資金の表示をしておりました部分の表の削除となっております。

令和4年5月に理事会におきまして内容が決定され、それぞれ今回の議会に提出させていただいたものでございます。それぞれの議会で議決を受けました後、京都府のほうで協議をするということとなっております。

説明につきましては以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号、相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更及び相楽郡広域事務組合同規約の変更の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第29号、相楽郡広域事務組合の共同処理する事務の変更及び相楽郡広域事務組合同規約の変更の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第29号、相楽郡広域事務組合の共同

処理する事務の変更及び相楽郡広域事務組合同規約の変更の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第2、議案第30号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第30号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

育児休業法が改正され、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等が令和4年10月1日から施行されますので、当町においても関連する内容について所要の改正を行うものです。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第30号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件につきまして説明させていただきます。

育児休業法が改正されまして、令和4年10月1日から施行されることに伴う当町の育児休業等に関する条例の改正となっております。

この育児休業法につきましては、令和4年4月1日施行で改正が1回ありました。その後、10月1日、次年度、令和5年4月1日施行でも段階的に改正されていくものとなっております。

今回の10月1日施行の改正の内容につきましては、男性職員の育児参加のための出生時の育児休業、いわゆる産後パパ育休というものが創設されるものでございます。こちらにつきましては、従前から取得可能となっておりました育児休業とは別に取得が可能となるものでございます。

それでは、新旧対照表のほうで説明させていただきますので、5ページをお願いいたします。

まず、第2条で、育児休業することができない職員の規定となっております。

改正後につきましての非常勤職員、うちでいう会計年度任用職員について記載が変更となっております。

それから、第3号の括弧内ですけれども、「子の出生の日から第3条の2に規定する期間

内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日」というふうに記載されております。この部分につきましては、対象の期間が変更となるものでございます。出生後の取得可能な期間の規定となっております。

続きまして、5ページから6ページにかけてでございますが、イにつきましては一部変更となり、そのイの中に新たに（ア）、（イ）が規定されております。こちらは、育児休業の期間の規定ということとなっております。1歳に到達するまでの期間で取得可能な日数、対象期間というものの規定となっております。

今回の育児休業制度につきましては、子の出生後8週間以内に4週間までの日で取得可能となっているものでございます。

それから、続きまして、7ページです。

育児休業法第2条第1項の条例で定める日の変更となっております。期間といたしましては1歳6か月到達日までが定める日となっておりますけれども、その要件といたしまして、変更となるものでございます。

同じく3号の中のアですけれども、こちらにつきましても、新たに設定されたものでございます。育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合につきまして、期日の指定がされたものでございます。

9ページ、第2条の4で、こちらも育児休業法の中の条例で定める場合ですけれども、規定のほうに変更となっております。非常勤職員の場合、会計年度任用職員に当たる者でございますが、こちらの記載のほうが職員と同様に記載されております。

10ページにつきましては、任期を定めて採用された職員の規定となっております。

それから、11ページ、第10条におきましては、今まで育児休業等計画書というものを育児休業に際し提出してもらっておりますが、これが育児短時間勤務計画書というものに変更となります。

今説明させていただきました内容といたしまして、現行と変更になる点につきましては、対象期間が8週間以内となること、取得可能日数が4週間まで取得ということ、申出につきましては取得の1か月前から2週間前に変更となること、分割取得が可能となることというふうなものとなっております。

条例文につきましては読みにくい内容かと思っておりますけれども、以上のような内容で10月1日以降施行されるというふうになっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第30号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第30号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第3、議案第31号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第31号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出総額14億5,712万2,000円に、歳入歳出それぞれ7,132万8,000円を追加し、合計を15億2,845万円とするものです。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、物価高騰等対策事業に2,759万9,000円、議場音響システム改修費に1,959万1,000円、ワクチン接種事業に705万円などを計上しております。財源は新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金やワクチン接種体制確保補助金など、国庫支出金5,061万円、基金繰入金167万9,000円を充当しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第31号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第2号）につきまして説明させていただきます。

先ほど町長からも説明がありましたが、今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ7,132万8,000円を追加いたしまして、合計を15億2,845万円とするものでございます。

私のほうからは、歳入と議会費及び総務財政課所管の予算について説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫負担金で、衛生費国庫負担金を280万6,000円増額としております。

同じく国庫支出金の2項国庫補助金、総務費国庫補助金では4,325万9,000円を増額しております。新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金といたしまして4,322万9,000円と、マイナポイント、マイナンバーカードに係るものでございますが、その事業費補助金といたしまして3万円を計上いたしております。

民生費国庫補助金につきましては30万2,000円を増額しております。障がい福祉システム改修事業の2分の1の補助金といたしまして計上したものでございます。

衛生費国庫補助金の424万3,000円増額につきましては、先ほどの国庫負担金と同様、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業費の国庫補助金分として424万3,000円となっております。

19款繰入金、1項基金繰入金でふるさと基金の繰入金を167万9,000円計上しております。笠置いこいの館の運営費に係る経費の繰入れ分となっております。

20款繰越金につきましては1,606万6,000円を計上しております。

諸収入につきましては、雑入といたしまして297万3,000円を計上しております。後期高齢者医療療養給付費の負担金が令和3年度に確定いたしましたので、その精算金といたしまして広域連合のほうから支払われるものでございます。

歳入につきましては以上となります。

続きまして、8ページ、歳出をお願いいたします。

1款議会費、1項同じく議会費、1目議会費におきまして1,959万1,000円を計上しております。議会運営費といたしまして、議場の音響システムの改修を委託するもので



ございます。今、議場で使っていただいておりますマイク設備につきましては、かなり経年しております、不具合が出ているものもございます。また、執行部側のマイクにつきましては、音響につきましては、こちらの今演台で使っているもの1台でございます。感染対策等も鑑みまして、執行部側のそれぞれの机上へのマイク配置、議員さん側の新たなマイク設備への更新ということを考えております。

続きまして、第2款総務費、1項総務管理費でございます。財政管理費といたしまして、積立金に962万9,000円を計上しております。基金の積立てでございますが、こちらにつきましては減債基金を積み立てるものとしております。令和3年度の財政措置といたしまして発行された臨時財政対策債の一部を、減債基金として積み立てるものでございます。今後の基金返還のための積立てとなっております。

続きまして、5目財産管理費で運動公園管理事業を計上しております。運動公園のトイレの修繕に係る経費となっております。ブローアポンプや水栓弁の取替え等となっております。

続きまして、6目企画費でございます。企画費で新型コロナウイルス感染対策事業といたしまして、総務財政課分の説明をさせていただきます。

物価高騰等対策事業といたしまして1,857万円を計上しております。こちらにつきましては、家計への負担軽減を図るため、全住民の方へ商品券を配布する事業となっております。町内の事業所、それから町外での事業所でも使用できるよう、地域振興券と商品券を配布するというところで、その金額を1,770万円、需用費と役務費にいたしましては、送料、印刷製本費等の計上となっております。

続いて、9ページをお願いいたします。

8目防災諸費261万円を計上しております。備品購入費で261万円を計上しておりますが、こちらは防災無線の60台の購入と二酸化炭素の濃度計の購入としております。二酸化炭素濃度計につきましては、各施設の会議室、部屋、執務室等に配置予定となっております。

総務財政課所管のものにつきましては以上となります。

議長（大倉 博君） 次に、税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管いたします予算について説明させていただきます。

8ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費におきまして、新型コロナウイルス感染症対策事業の中の税住民課分で408万8,000円を計上しております。マイナンバーカードの

所有者及び令和5年2月末までに新規取得した住民の方に対して、1人当たり5,000円を助成するものです。役務費といたしまして8万8,000円、負担金補助及び交付金といたしまして400万円を計上しております。

続きまして、9ページ、2項徴税費、2目賦課徴収費、賦課徴収事務におきまして174万2,000円を計上しております。需用費といたしまして5万9,000円、委託料といたしまして、令和6年度評価替えに係る委託料といたしまして123万2,000円、給与支払い報告書データ入力業務委託として45万1,000円を計上しております。こちらにつきましては、毎年12月頃に事業所から送られてきます給与支払い報告書の入力について業務委託を行うものです。

続きまして、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費におきまして、マイナンバーカード交付事業といたしまして3万5,000円を計上いたしております。こちらにつきましては、今までは国から貸与していただいていた端末により事務を行っておりましたが、返還期日が2月末までとなっており、端末等の整備が必要となるために計上させていただきました。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費におきまして、戦没者追悼事業で14万3,000円の減額を計上しております。こちらにつきましては、追悼式が中止となったことによる減額でございます。

続きまして、11ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費におきまして、塵芥処理事業といたしまして、負担金補助及び交付金で3万6,000円を計上いたしております。こちらに関しましては、東部連合の予算増に伴う町負担分でございます。

以上で、税住民課が所管いたします予算について説明を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、保健福祉課が所管します歳出について御説明させていただきます。

9ページの下段をお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。

まず、社会福祉総務事業で民生委員推薦会事業ということで、報酬5万5,000円を計上させていただいております。これにつきましては、当初、民生委員推薦会についての開催を1回としておりましたが、新しい委員の委嘱状の交付と今年度一斉改選についての流れを説明するための会議、また、候補者の審議、推薦決定の2回の会議が必要ということを考え

まして、不足分の5万5,000円を計上させていただいております。

続きまして、9ページでございます。

福祉医療事業では、未熟児養育医療費助成事業で2万7,000円、償還金利子及び割引料で2万7,000円を計上させていただいております。これにつきましては、3年度補助金の確定による返還金でございます。

続きまして、障害者自立支援給付事業でございます。これにつきましては、障害者福祉サービスシステムの改修ということで、委託料60万5,000円を計上させていただいております。

4目老人福祉費で9,000円を計上させていただいております。福祉医療事業ということで、老人医療助成事業で3年度補助金の確定に伴いましての返還金ということで、9,000円を計上させていただいております。

続いて、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で303万円を計上させていただいております。新型コロナウイルス感染対策事業ということで、笠置未来っ子応援対策事業ということで303万円を計上させていただいております。これにつきましては、9月1日を基準日といたしまして、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえて、笠置町の将来を担う未就学児及び学生を応援するため、対象の方1人当たり3万円を支給する事業でございます。

下段、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で予防接種、新型コロナウイルスワクチン接種事業で705万円を計上させていただいております。報償費として、医師、看護師等の報償費で231万6,000円、それから消耗品、印刷代ということで40万9,000円、それから郵送代等で25万円、それから、会場設営等で402万5,000円を計上させていただいております。それから次のページ、11ページで、使用料及び賃借料ということで、福祉用具のレンタル代5万円を計上させていただいております。

これにつきましては、対象者については、ファイザーワクチンでいいますと2回目の接種完了から5か月が経過した12歳以上の方となります。また、オミクロン株対応ワクチン接種は、前回の接種から5か月以上経過していることが要件となりますが、その接種間隔の短縮につきましては10月末までに改めて示される予定でございます。

また、京都府のほうでも現在接種が開始されておりますが、これにつきましては、3ないし4回目の接種が既に予約されていて、その際、オミクロン株対応ワクチンが手元にある場合可能ということですので、本町におきましては、9月下旬にオミクロン株対応ワクチンの

一定量が納品される予定でございます。10月下旬から11月初旬をめどに集団接種を実施する計画で調整中でございます。また、ワクチン供給量により今後の接種スケジュールを住民の方にお知らせする予定ですので、よろしくお願ひいたします。

それから、11ページでございます。

母子保健事業ということで、妊産婦事業で9万9,000円の委託料を上げております。当初2名分を見ておりましたが、新たに母子手帳を1人の方に交付させていただきましたので、合計3名分ということで、その不足分として9万9,000円を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

商工観光課が所管いたします歳出予算につきまして御説明させていただきます。

8ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費におきまして、笠置いこいの館管理運営事業で167万9,000円を計上しております。これにつきましては、エネルギー価格の高騰によりまして、契約しております電力会社の基本料金単価が748.98円から4,927.07円に引き上げられることに伴いまして、予算の不足分を計上させていただいているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染対策事業の物価高騰等対策事業、商工観光課分でございます。92万5,000円、全体で計上させていただいております。地域振興券を取り扱う事業所の取りまとめに関する費用といたしまして役務費で8,000円、また、地域振興券の換金に係る事務やギフトカードの購入調整に係る事務の委託料といたしまして91万7,000円をそれぞれ計上しているところでございます。

商工観光課が所管いたします歳出予算につきましては以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。

建設産業課が所管いたします歳出について説明させていただきます。

11ページの一番下の欄を御覧ください。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、12節委託料、道路管理事業といたしまして98万6,000円の補正を計上させていただいております。内容につきましては、現

在、入札参加資格申請書を紙ベースで申請受付を実施しているものを電子化整備することにより接触機会を軽減し、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、申請者の事務軽減等を目的に整備するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

8ページ、企画費、笠置いこいの館管理運営事業についてお聞きします。

電気代が上がるというのは、発電燃料の高騰というのはわかりますからやむを得ないところはありますが、何かほかに見直されたところはあるのでしょうか。あれば数字も教えていただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

現状、予算的な見直しにつきましては特に行っておりませんが、来年度予算につきましては、削減できる場所につきましては精査して、削減していきたいというふうを考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

3月議会やったと思うんですが、町長の発言で、いこいの館の運営事業に関しては最低限の予算を計上していると説明ではあったと思うんですが、これ以上どうやって見直していくんですかね。まだ見直せるんやったら、町長の発言と矛盾するように思うんですが、どうですか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの西議員の御質問でございますが、今年度行われました月例監査等の中でも、まだまだ、いろいろ削減できる場所があるんじゃないかというような御指摘もいただいておりますので、そのあたりも踏まえながら、来年度予算につきましては削減できる場所を再度精査させていただいて、予算を計上させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

議会の場で、「最低限の予算」と言わはったはずなんで、いや、実は精査したらこんだけ減らしましたみたいだったら、最初るときにちゃんとやってはるのかなと思うんですよ。このふるさと基金もあと数年で枯渇されると言われているわけですよ。その辺は、ふるさと基金自体がいこいにだけ使えるわけではないんで、ほかのことにも使えるはずなんで、今のところ、いこいの穴埋めにしか使われていないような気がするんですよ。その辺、行政側としてどういうお考えを持って、経費の削減なり、こういう予算組みを考えておられるのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

まず、最低限の予算ということで本年度予算措置をさせていただきまして、御承認いただいておりますが、いこいの館は温泉だけではなくに、貸館事業ということもございまして、最低限の人事配置、人の配置でありますとか、接客に対応するためのいろんな消耗品でありますとかいうものを置いてきたわけですけども、保守管理のための人件費の削減というのは、これはもうかなり思い切った非常事態というふうに私自身は受け止めております。電話の番とか、管理するというようなことを考えると、管理者をどなたか本来は置いとかないけないんですが、それについても削減していかなければならないということで、大変財政的に厳しい状態にあるというのは事実でございます。

それから、基金の件でございますが、確かにいこいの館だけに使えるというような基金ではございませんで、ほかの事業にも本来多様な使い方ができたわけですが、現状ではいこいの館の管理運営費につきまして大幅な赤字が出ておるということで、そこから歳出予算を組まざるを得なかったという事情でございます。御理解いただきますようによろしく願います。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

揚げ足を取るわけではないんですけども、確認をしておきたいんです。電話を取る管理者を置かなければならないというのは、これは何か決まり事がいこいの中にあるんですかね。それやったら人件費削減できませんよね、普通に考えたら。配置しなければならなかったら、その人件費はカットせんでええじゃないですか。必要経費じゃないですか。でも、それぐらい非常事態だと言うんやったら、もっと見直さなあかんことあるんじゃないですかというふうな話に次なりますよね。町長、発言はもうちょっと、住民に不安を与えたり議会に不

信を与えたり、そういうふうな発言はやめていただきたい。きっちり今の非常事態ということと、それが配置しなければならないんやったら、なぜそれを切るのか、その理由をきちんと分かるように説明願いたいんですけども、よろしいでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

先ほどの西議員の御指摘もありましたように、基金会計自体はあと2年ほどでほぼ枯渇してしまうというような状況で、その後のいこいの再建計画等々にも問題が生じるのではないかと。そのためにさらなる削減をとということです。

一応いこいの館は貸館事業を行っております、当然ながら受付業務等々もございます。そのためにいわゆる管理人さんを置いてきたわけですが、管理人さんの仕事として館内の清掃等の維持管理等も含めてやってきたわけですが、置かなければならないという規定ははっきり言ってございませんが、一応の観光施設なので、観光施設としての人的配置というのをやってきたわけですが、さらなる財源確保のためのといたしますか、さらなる歳出の見直しということになってきますと、大変今厳しい状態なので、翌年度以降さらなる歳出の見直しを行うということでございます。

私自身は、今年度の当初予算につきまして、できるだけそのようものを全て省いたというつもりでございましたけれども、このままではさらなる赤字といたしますか、維持管理費の増加といたしますか、それにも耐え切れへんということで、かなり思い切った策を講じていかなければならないということになっておりますので、また改めて全支出品目について見直しを図っていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

町長、質問に対しての答弁ですのもうちょっと分かりやすく、配置しなければならないと言ったことに対して、一転して、そうじゃないですけどもと言うのは、じゃ、ないことを議会の場で言うというのは、やっぱりちょっとおかしいと思うんですよね。揚げ足取るなよと思いはるの分かるんですけども、議会は議事録で残っていきますので、中途半端なことは言わないでいただきたいと思うんですよ。住民さんも見ておられますしね。

町長が町の長なわけじゃないですか。その方が「非常事態」と言うわけですよ。ここは、のっぴきならんという表現になってくるじゃないですか。例えば、令和6年に基金がこのままだと100万円台になりますよという話がこの間の委員会でも出た。そのときには、これ

は配置しなければならないということは、僕は委員長として一切行政側からお伝えしてもらっていないわけですよ。議会で新しいことが出るというのは大変に不安に思うわけです。だから、思いつきでおっしゃるような発言はなるべく控えていただきたい。議会に混乱を招きます。この議会に行き着くまでのプロセス、どうやっているんですかと。行政内ちゃんとうまく回っていますかと。僕、不安に思います。

町長が今年度の当初予算のときに、これ以上の削減は無理ですと言ったことも事実ですし、6年にこういう結果になるということも事実やと。それを踏まえて、いこいをどうするねんということを委員会でやっているのに、この議場の場で今までない議論をするのは僕はある種ルール違反だと思っていますし、信頼関係が、二元代表が損なわれると、そういうふうに思いますので、もうちょっと真剣にいこいのことも考えていただき、発言も慎重にしてください。いかがですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

今回の予算措置で、例えば、電気代の高騰ということで補正予算をお願いしているわけでございます。かなりこれは年度途中からの値上げということで、それに対応する予算措置をさせていただいておりますけれども、当然ながら特別な情勢の変化がなければ、来年度以降もかなり電気代、光熱費の経費がかかってくるということで、これを少しでも緩和しなければいけないということで、非常事態というのは、そういう何というんですか、燃料費の高騰、光熱費の高騰、言わば電気代の高騰、これに対応していくために、さらなる削減をしなければいけないというふうに私考えておりますので、この点については御理解いただきたいと思えます。

それから、不安をあおるような発言とか、以前と違う発言というようなお話をされておりますが、十分注意して発言したいと思えますのでよろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

委員会がありますので、委員会の中できちんと話ができるような、それをきちんと住民に報告できるような、委員会報告もしておりますので、町長には、取って代わったような話を議員にするようなことがないようにお願ひしたいと思えます。

次の質問ですが、これは質問じゃないので、笠置運動公園のトイレに関わる経費の計上と



ということで、ブローアポンプの取替え修繕、これ59万円というのは工事費込み、それともそのブローアポンプのみ、この内訳をちょっとお聞かせいただきたいです。

議長（大倉 博君） 総務財政課長兼参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

運動公園ブローアポンプの交換につきましては、交換の手数料も込みでの金額となっております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

予算書が昨年度ぐらいから変わっているじゃないですか。明らかにこの予算書だけでは絶対に分からないんですよ、どういう交換工事になるかとか。これだけだとなかなかやっぱり采配ができないので、もうちょっとこういう部分に関しては詳細な書類をお願いしたいんですよ、これから。議運のときなのか、それまでに委員会を開くのか、もうちょっと詳しく説明いただきたいということと、予算書で提出されると、もう審議に入っていくわけじゃないですか。だから、議論の時間がうちの議会の場合は少ないので、もうちょっと早め早めに対応していただきたいと思うんですけれども、できないものでしょうか。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の今の御質問、お答えさせていただきます。

令和3年度からシステムのほうが変わりまして、予算書につきましても、以前のものと比較すると見にくいという御指摘もいただいております。

今回につきましては、主要事業概要書というものをつけさせていただきます、その中で費用の積算であったりというものを上げさせていただきます。

今回、決算書のほうにもありましたけれども、詳細なものが入る、ちょっと何パターンかあります。A4横のパターン、A4縦のパターン、それから、ここの説明についてどこまで計上できるかというところもあるようですので、令和5年度の当初予算のところからちょっと中身のほうは検討させていただきたいと思います。当初予算の様式と途中で変わるということができませんので、そのまま来ておりますけれども、今回はこの概要書と併せて提出させていただきます、その概要書のほうには詳細に記載させていただいておりますので、参考としていただけたらと思っております。

次の当初予算に向けましてちょっと庁内のほうでも話が出ておりますので、調整した上で見やすいものに、説明しやすいものに、添付資料等も含めまして考えさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

質問につきましては3回までと決められておりますので、一括して質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、8ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目の財産管理費の運動公園管理事業が補正されております。今回の補正はトイレ修繕に係る経費ということですが、トイレのタイルが剥がれ、トイレ前の木造作りのつい立て、以前にも指摘をさせていただいておりますが、腐食し危険な状態だと思っております。この運動公園は多くの少年野球の子供たちなどが利用されております。もし、けがをされたらどうされるのか、これらの修理はどのようにされるのかお聞かせください。

次に、8ページの総務費の総務管理費の企画費の物価高騰等対策事業の総務財政課所管分の1, 857万円についてお尋ねいたします。全住民に商品券を配布するということですが、基準日はいつで、また、これから地域振興券を印刷されるということですので、いつ頃配布される予定なのか、商品券の使用期限はどのようになっているのかお聞かせください。

次に、同じ事業の商工観光課所管分の92万5, 000円についてお尋ねいたします。これも地域振興券を配布とありますが、どういったことなのか、また、委託料で換金事務等委託とギフトカード購入事務費が計上されておりますが、どういう形で委託されるのかお聞かせください。

次に、9ページのまた同じ事業の税住民課所管分の408万8, 000円についてお尋ねいたします。こちらの基準日はいつになっていますか。また、マイナンバーカード所有者は現在何人おられて、全て振込口座を把握されておられるのでしょうか。また、助成金をいつどのように交付されるのかお聞かせください。

次に、9ページ、総務費の防災諸費の防災事業についてお尋ねいたします。二酸化炭素濃度計を20台購入するということですが、二酸化炭素濃度計はどのように使用するものなのか、また、先ほど各部屋、執務室とかというような説明がありましたが、各施設において対応するということですが、この施設はどこのことなのか、具体的にお聞かせください。

それと、防災行政無線戸別受信機が60台追加購入ということですが、これでアナログ受

信機からデジタル受信機への移行が全て完了するという事なのか、また、前回、受信機の取替えについては高齢者等、取替えができないと苦情があったと聞き及んでおりますが、受信機の取替えはどのようにされるのかお聞かせください。

次に、9ページ、総務費、徴税費の賦課徴収費の賦課徴収事務についてお尋ねいたします。専門業者とはどういった業者で、情報漏えい対策は大丈夫なのか、また、専門業者が間違っただけの場合の対策はどのようにしているのか、それと、時間外の削減ということですが、幾ら削減できるのかお聞かせください。

次に、同じページの民生費、社会福祉費の社会福祉総務費、民生委員推薦会事業についてお伺いいたします。これ、今回改正というのは分かっている、どうして当初予算に計上できなかったのか、また、こういった予算は改選時のときだけが必要なのか、その点をお聞かせください。

次に、10ページ、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費の笠置未来っ子応援対策事業についてお尋ねいたします。これは新型コロナウイルス感染症対策の補助金を使って、笠置町の未就学児及び学生を応援するため、1人当たり3万円を交付するという事ですが、基準日が9月1日ということですが、どういった方々にいつ頃どうやって交付するのか、詳細な説明をお願いいたします。

次に、10ページ、衛生費の保健衛生費の予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてお尋ねいたします。この事業は、概要書によれば、初回接種を完了した全ての住民を対象ということで記載されております。この積算が正しいのかすごく疑問に思うところがございます。そのあたりの説明をお願いいたします。

最後に、11ページの衛生費の予防費ですが、これは1名増ということで、どうして当初予算でそういったことが計上できなかったのか、また、今後もし対象者が増えるようなことがあった場合はどうされるのかお伺いしたいと思います。

以上、多岐にわたりますが1回の質問とさせていただきます。

議長（大倉 博君） ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時40分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を求めます。参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員から御質問いただきました、総務財政課関連のものを御説明させていただきます。

まず、運動公園についてです。運動公園につきましては、ブロアーポンプの取替え、それから女子トイレの水栓修繕とバルブの修繕となっておりますが、そのほかに小修繕として計上させていただいている、内訳ともなっております。その小修繕の中で対応できるものを先にさせていただきたいと思っております。トイレの前のつい立てにつきましては、ちょっと金額がかかるようでしたら、また補正対応ということになりますけれども、今、小修繕として一応3万円上げさせていただいている中で、タイルの交換とベルトの取替え等出てくるものにつきまして対応する予定でございます。

それから、物価高騰等対策事業として上げさせていただいております地域振興券でございます。基準日といたしましては、9月1日現在、笠置町に住民票を置いておられる方を対象に全住民の方に配布をさせていただきます。予定といたしましては10月に通知を出させていただきます。振興券自体は11月中旬までに発送、使用期間は12月1日から翌年の2月28日までを予定しております。

それから、続きまして、9ページ、防災諸費で防災事業の備品購入費についてお伺いいただきました件でございます。備品購入費としてかかりますのが、二酸化炭素濃度計と防災行政無線でございますが、二酸化炭素濃度計につきましては、人がたくさん入ったらその部屋の濃度を感知するというものとなっております。大きなものではなく、小さな卓上時計のような大きさのものということになっているんですけれども、そちらで濃度が高くなると換気が必要であったりとかという反応をするものとなっております。これから寒くなる時期に向けまして、換気も難しくなることから、この時期に購入させていただくことといたしました。

配置する施設につきましては、庁舎はもちろんですけれども、産業振興会館の会議室、それから、つむぎてらす会議室、笠置会館等を対象としております。そちらの各部屋のほうに配置するものと考えております。

それから、防災行政無線ですけれども、今年度60台を購入することで、昨年から各御家庭に古い機種の間合せといいますか、チラシをお配りさせていただきまして、申込みをいただきました分については完了いたします。ただ、まだお気づきでない方というところも出てくるのかもしれないので、そういう場合は定例的に予算計上、毎年計上させていただいております予算の中で対応したいと考えております。

取替えにつきましては、以前にも御質問いただいておりますけれども、できるだけ御家庭で交換していただきたいというところではございますが、取替え、取りにきていただく際、

また、どうしても動けないというところでございましたら、職員のほうが対応したという事例もごございますので、全て行かせていただくということはなかなかできないんですけれども、難しいところにつきましては御相談いただけたらというふうに考えております。

総務のほうは以上となります。もし漏れがありましたら、また御質問いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 由本議員の御質問につきまして、税住民課所管の分をお答えさせていただきます。

物価高騰に係る事業でございますが、基準日につきましては、令和4年9月1日に住民であった方を対象としております。現在の所有者についてですが、8月末時点で547名でございます。

続きまして、振込口座の件ですが、こちらは申請に基づく助成というふうに考えておりますので、振込先のほうを記載していただくことを想定しています。助成の時期につきましては、11月頃からの申請受付というふうに思っております、月の15日とか月末というような形で締め日を設けさせていただいて、月2回を目安にやっていたらというふうに思っております。

続きまして、賦課徴収事務についてでございます。専門業者というのは、データを専門に扱っておられる業者さんというふうに考えております。

情報漏えい対策につきましては、プライバシーマークや27001というマネジメントシステム登録証というのを取得されている業者を想定しております。また、この専門業者が間違った場合の対策ということですが、こちらにつきましては、京都地方税機構にデータ入力を委託されている団体がどれぐらいあるかをお聞きしたときに、数年前のアンケート調査の一覧を頂きました。これを参考にしたいと考えており、京都府内の自治体で税の実績のある業者さんというふうに想定しております。

あと、時間外の削減ということですが、昨年このデータ入力に費やした時間外につきましては、1月で26時間、2月で12時間、38時間ということでした。以上で……

（「金額はどれぐらい」と言う者あり）

税住民課長（石原千明君） 金額につきましては、七、八万程度だと思います。また、担当する者によっても時間外の手当というのは変わってきますので、大体おおよその目安になります。以上です。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、保健福祉課に関連いたします質問事項についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、民生委員推薦会事業につきましては、当初予算になぜ計上できなかったのかということですが、一斉改選が3年に1度ということで、3年前が1回の開催だということで、当初1回を予定しておりましたが、予算の説明でもさせていただきましたとおり、新しく推薦会委員のメンバーの方に委嘱状を交付させていただいたり、また、一連の流れ等を説明する回、それから候補者の審議、推薦決定等の2回の開催が必要と考えたため、今回、不足分を計上させていただいたものでございます。改選のときだけ2回の開催かということですが、そのとおりでございます。

続きまして、笠置未来っ子応援事業についてでございます。どういった方にいつ頃ということでございます。

まず、対象の方なんですけれども、学校教育法第1条に規定する学校に在籍の方ということですので、小学校、中学校、高校、大学等に在籍の方、それから、同じく124条の規定する専修学校ということで専門学校に在籍する方、それから未就学児の方、それから、母子健康手帳の交付を受けている保護者ということでございます。

それから、どうやって交付するかということは、先ほどマイナンバーのほうでも説明があったとおり、10月上旬から中旬にかけて文書のほうを通知させていただいて、交付につきましては11月中旬頃を想定しております。月2回程度で、口座振込でさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、新型オミクロンワクチン接種事業についてですけれども、概要調書で「初回接種」と書かせていただいております。すみません。私、もう少し詳しく書かせてもらうべきでした。初回接種というのが、1回目、2回目合わせて初回接種ということですので、よろしくお願いいたします。

（「全ての住民」と言う者あり）

保健福祉課長（岩崎久敏君） 全ての住民ということですが、予算説明でもさせていただいたとおり、12歳以上の方とさせていただくとともに、また、今回5歳から11歳の方も対象となっておりますので、それにつきましては、改めてまた対象者の方にも接種スケジュール等をお示しさせていただきたいというふうに考えております。5歳、11歳の方も対象になりますので。

それから、妊産婦健診に関わることでございます。今回1名追加ということですので、今回につきましては、転入の方がおられたり、新たに母子手帳を取られた方がおられたということですので、当初では計上できなかったものでございまして、今後増えた場合につきましては、補正等で対応させていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

由本議員の御質問の中で、商工観光課が所管いたします部分につきまして御説明させていただきます。

地域振興券の配布ということでございますけれども、地域振興券の配布につきましては、総務財政課の所管部分の予算で配布されますので、使用された地域振興券の換金について、地元事業所のことでございますので、換金事務作業を商工会さんに想定しているんですけれども、委託させていただくという形で考えております。

また、ギフトカードのほうにつきましては、ギフトカードのほうも総務財政課のほうの予算で購入されるんですけれども、ギフトカードの購入につきましても、やはり町内の事業所さんから購入できたということで、商工会を通じまして、町内の事業所さんで取り扱っておられるギフトカードの種類を調査していただくというような形を考えておりますので、そういった内容の委託料という形でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

まず、トイレの前のつい立ての部分は、なかなか簡単には、小修繕ではできないのかなという気がしますので、またちゃんと調査をしていただいて、安全対策のほうをよろしく願いしたいと思います。

それで、次に地域振興券ですが、町内で使える商品券を1人当たり1万円交付するということですが、これは商工会と十分に協議をされたものなのか、お聞かせください。

それと、どうしてこの商品券の1つの事業を総務財政課と商工観光課が分担してやる必要があったのかというあたり、疑問に思うんですけれども、責任者を一本にしたほうがいいのではないかと考えております。

それと、賦課徴収事務なんですけど、担当職員が入力の確認作業を行うということですが、時間外手当が削減されるのかということをすごく疑問に思っております。やはり担当職員が

また後でそういった確認をするということは、かなり仕事のほうもまだ残ってくるかと思うんですけども、そのあたり、本当に削減できるのかというあたりをお聞かせ願いたいと思います。

それで、先ほどから、基準日が9月1日ということをお知らせされているんですけども、本当にこの9月1日の基準日というのが適正なのかどうかというのが、またお答え願いたいと思うんですけども、実は、和東町のほうも商品券が6月1日現在でということで配られております。もし和東町で6月1日におられた方が転出されて、9月1日に笠置町に転入されたらという方も、そうしたら対象になってくるんですよ。そういったあたり、9月1日以前に転出された方にはもう対象になってこないということになってきますので、そのあたりの基準日が適正なのかどうかというあたりも、説明をよろしく願います。よろしく願います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

まず、運動公園トイレのつい立ての件ですけども、御心配いただいております。申し訳ないです。確認、早急に対応するようにして、見積り等を取って対応したいと思います。よろしく願います。

それから、地域振興券のほうですけども、商工会のほうとの協議につきましては、商工観光課、それから企画政策室のほうと調整をいただいております。今現在、9月1日から商工会におきましてはプレミアム商品券が発行されております。使用期間等あまり重複しないほうが、受け取る事業者さんとしてはややこしくないということもありましたので、使用期間のほうを12月からということで設定させていただきました。また、12月になると年末年始の購入というところも増加するのではないかと、経営される側にとっては、期間的にはいいのではないかとということで調整させていただきます。

それから、費目につきまして、同じ物価高騰等対策事業になっているのに、各費目ごとに予算、企画費の中で分かれてしまっておりますが、こちらにつきましては、予算の所管課というところでそれぞれ入力が必要がありましたので、こういう形となりました。ばらばらな事業ではありませんが、予算書上こういうふうな形になってしまったのはちょっと見にくかったかもしれませんが、システム上こういうことになったので、御了解いただきたいと思います。



それから、それぞれの基準日ですけれども、笠置町といたしましては、この議会直近の9月1日とさせていただきます。和東町さんの6月1日というのはちょっと承知していなかったんですけれども、この事業につきましては、国が直接配布したような定額給付金とかいうようなものとは違っておまして、各自治体でどういうものに取り組むかというところになりますので、基準日がまちまちになるということは致し方ないと思っております。

もちろん9月1日を基準日にしましたら、和東町で転出して9月1日までに入っていたら、笠置町でまたお渡しさせていただきますけれども、もちろん笠置町でそれ以前に転出された方につきましては対象とはなってきません。前の施策といたしましては、転出された方でも基準日現在におられたらという、国の施策として実施される分にはありましたけれども、先ほども言いましたように、自治体個々での施策のため、基準日の設定は特に指定されたものはありませんでしたので、うちのほうでは9月1日とさせていただきます。

飛び入り転入とかいうのはないかとは思いますが、予算計上上、基準日を決めて人数の把握等もしたいということでありましたので、9月1日としたところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

賦課徴収事務において、時間外等が削減できるかという御質問であったと思います。

昨年度までは、税に精通した職員が入力をしていて、これだけの時間がかかっております。今年度は、異動に伴い別の職員が入力することになります。さらなる時間外というのはかかるかとは思いますが、委託することによって少しでもその負担を軽減できればというふうに思っております。経費だけではなく、職員の体調管理のためにもこちらを計上させていただきます。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

地域振興券ですけれども、先ほども話がありましたが、今商工会ではプレミアム商品券を販売されておられますが、まだ完売にはなっていないというふうに聞いております。やはり使える店が少ないとか、1万円が1万1,000円分しか使用できないということで、以前は1万円が1万3,000円とかいうようなことがあったと思うんですけれども、そのときは並んですぐに完売になったと聞いております。

今回、笠置町が1人1万円分の商品券を交付されるようになったら、商工会のプレミアム商品

券を購入する人が減ると思いますので、商工会と十分に協議されたのかということをお聞きさせていただきました。

防災諸費につきましては、そうしたら町の集会所、西部、東部、飛鳥路ですか、このあたりについては設置をされないということなんでしょうか。

それと、先ほど賦課徴収費の関係で、職員が替わったらそれだけお金が要るんだというようなニュアンスだったと思うんですけども、そのあたりの人事をちゃんとしていただく必要があるかと思うんです。そのあたりについて、また答弁を求めたいと思うんですけども、先ほど賦課徴収にしても、こちらの概要調書では、時間外の削減だけみたいなメリットに読んでしまうんです。そのために174万2,000円も使うのかというような解釈にもなりますので、こういったあたり、もっと分かりやすい概要書にさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問であります地域振興券ですけども、商工会さんのほうが完売されていないというところは、先日承知いたしましたところでございます。期間につきましては、できるだけかぶらないようにということで、うちのほうは後ろにさせていただきましたけれども、決して商工会さんの商品券を邪魔するというふうな認識でやっているわけではございませんので、お互い協力しながら進めさせていただけたらというふうなところで、協力をお願いしたところがございます。

それから、濃度計につきましては、集会所のほうにも配置できるようにさせていただきたいと思っております。各部屋ということではございませんけれども、避難所として開けていただくというところもございますので、1台ずつ配布というところを考えさせていただきます。

それから、人事配置について御質問いただきましたけれども、その分につきましては総務のほうも関連しているかと思っておりますけれども、この事業だけではなく、適正な配置につきましては、毎年3月末から人事の異動発令の際には検討しているところではございます。次年度につきましても、人事異動につきましては毎年実施していくことではございますので、いろんな御意見があるかとは思いますが、中のほうでそれぞれ課長の意見を聞きながら進めておりますので、御了解いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

皆さんも聞かれたと思うんですが、この8ページ、企画費の笠置いこいの館管理の167万9,000円追加について、ちょっと説明をお願いしたいんですが、はっきり言いますと、このいこいの館は営業時は何キロだったんですか、契約は。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の契約のキロワットなんですけれども、74キロワットの基本料金の契約となっております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

私はそんなことを聞いていないでしょう。営業のときは何キロワットの契約だったかというのを聞いているんですよ。どうなんですか。現在は分かっていますよ、74ぐらい。どうなんですか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問でございますが、営業していたときの契約のキロワット数でございます。申し訳ございません。今、資料の手持ちがございませんので、調べまして、また後ほど御報告させていただきます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今は分からない。それは結構なんですけど、現在の74キロワットは、今ボイラーは使わない、何もかも閉館しているところで、これだけの電力が正しいのかどうか。どうですか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問でございますけれども、今の74キロワットでございますが、このキロワットにつきましては、電力量につきましては、毎日その30分前に電力会社が計測しておりまして、過去1年間の中で一番電力量が多かったところを基に基本料金が設定されておりまして、現在の74キロワットにつきましては、今年度の2月に計測されました電力量を基に基本の74キロワットというのが設定されております。今後につきましては、ま

た1年間の中で74キロワットを超えるところがなければ、その直近の下のキロワット数が契約電力になるという形の契約になっております。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。松本議員、ほかの意見ですか。

（「3回目だろう」と言う者あり）（「他のは何回も言っているだろう。何で俺だけそうなんねん」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 松本議員、どうですか。はい、どうぞ。

2番（松本俊清君） 議長、いいかげんにしてくださいよ。私は2回、3回じゃないですか。

おかしいじゃないですか。そして、答弁なんか全然なってないじゃないですか。私が聞いているのはあれですよ。今資料ないさかいと、それはそれで結構ですよ。しかし、答弁されたのは、現在のキロ数を答弁されているんですよ。それでも質問に入るんですか。議長、そういうことが分かっていたら、なぜそういうことを言うてくれないんですか、回答者に。

これ、電力というのは、契約ですよ、経費の節減。年間契約されているかどうか知りませんが、契約数を下げてくださいよ。来年どうこういう形じゃなしにね。やはり経費の削減ということになると、もっと真剣に取り組んでもらいたい。月幾らくらい、28万円アップするんですよ。違うんですか。そういう点もっと前向きに、契約どうこうは分かりますよ。契約は解約したらいいんですよ。また新しく契約する。そういう前向きな対応をお願いしたいと、こういうふうに思います。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕もちょっと防災費の二酸化炭素濃度計20台なんですけれども、これも金額も入っていないので、幾ら使うのかもちょっと内訳が知りたいのと、うちは過疎地じゃないですか。過疎地でもこういう見える化というのは進めたほうがいいのか。それとも、小まめに換気を促してやっていくことで、こういう経費を使わず、ほかの経費に回せないのか、そういう検討はなされたのか。なぜこのタイミングで二酸化炭素を測らないといけないのか。あらゆるイベント等を自粛している中で、これをつければ何か前向きなことになっていくのか。なぜこれだけ見える化したいのかというのが僕ちょっと分からないので、教えていただきたい。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

二酸化炭素濃度計につきましては、アダプター等で約1台当たり1万600円、消費税入

れまして大体1万2,000円程度となる予定でございます。

この時期、見える化というところは大事なことやと思っております、なぜこの時期かといえますと、これから冬に向けて、コロナも密になるという状態で換気が必要なんですけれども、寒くなることによりまして、換気がなかなか難しくなってくるのではないかということがございました。そういうことも含めまして濃度計で確認なり、この濃度計は二酸化炭素の濃度が濃くなると警報音が出るというふうなもので、アラーム音が発せられるということですので、そこで換気をしていただくというふうに考えております。

イベントといいますか、限られた空間での使用というふうに思っておりますので、屋外というところの想定ではなく、部屋というところを想定して購入するものでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

これの財源はコロナの臨時交付金をあてがわれるのかな。それとも、全く違う財源なのかな。余っていた分がありますよね、3,000万ほど使い切れていない部分があったと思うんですけども、それを使用してのことなのか。それとも、全く違う財源を使用してのことなのか。

屋内で使うということなんですけれども、議場も含めてですよ。うちの人口は少ないじゃないですか。だから、都会と同じ基準で物事を考えて、それで最低限やっぱりこうやから、こういうことをしとかなあかんと。公やから、こういうものを導入しておいても何も言われへんやろうみたいなね。そうじゃない、もっと過疎地で有意義な使い方というのがないものかと思うんですよ。だから、コロナが何ですかね、もう3年たちまして、今いろんな意識が変わってきていると思うんですよね、国民の中で。それで、後発的な事業しか過疎地ができないというのは、やっぱりあまり町のことを真剣に考えてないのかなと。飲食店で、繁華街でこういうことをして、モデルケースになっていくみたいなはやりがありましたけれども、あまりにもちょっと遅いんじゃないのかなと思うんですよ。まあまあ、良い機械を置くんだなあという風に思うんですよ。どういった町づくりがしたいのかなと思ったりするんですね。避難所には置きますよと言ったら台数は減るだろうし、20台とゆうのがどうやって有意義に動いていくのかなと思ったりするんですけど、何かこう、それで安心を買うという感覚で良いのか、なぜ本当に今なのかなと端的に思うんです。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

この濃度計につきましては、新型コロナウイルスの交付金のほうを対象としたいと考えております。当初の計画、この事業調書といたしますか、概要書の中には、まだ国庫支出金として上がっておりませんが、財源としては、組み替えて残りの交付金の充當時に予算充当する予定でございます。

この時期にという御指摘はそのとおりでございまして、もう少し早くから購入すればよかったのかもしれませんが、今、新型コロナウイルスの事業につきましては、イベント事業の制限の緩和というものが出てきておりまして、会議をするにしても1席必ず空けなさい、1メーター範囲空けなさいというふうなところが緩和されてきております。そういうところで、もちろん安心なり安全というところもございしますが、それなりの密になるところの意識というところも持っていたきたいと思っております。意識のために買うのかというところではございませんけれども、やはり皆さんの感染に対する、これだけ寄ったらアラームが鳴るというところを意識していただきまして、密にならない、換気を勧めるというところをこれからも継続していただきたいというふうに考えております。

本当にちょっと導入時期が遅いと言われたらそれまでかもしれませんが、先ほども言いましたように、これから冬場になっていって、窓を開ける機会が少なくなってくるので、今回9月に計上させていただきますして購入すれば、間に合うのかなというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

例えば、うち今この状態はCO<sub>2</sub>どれぐらいなのかとか、役場の庁舎はどれぐらいなのかという実数があったりはしますか。どれぐらいになったら、アラームが鳴ったら危ないよと。

例えば、住民課でしたか、入ったら音が鳴るようになっていたんですね。あれは現在使われてない、使われている、人が来たら音が鳴るようになっていなかったか。第2庁舎、なっていないなかったか。

言うたら、温度計買いましたよ、体温計ね。あのときに一緒に購入していたら、抱き合わせで安くなったりせえへんのかなとかね、一緒に業者さんやったり。まとめ買いなわけじゃないですか。だから、そういうふうな経費の削減の仕方とか、安易にあるわけじゃないですか。だから、なぜその当時にこうてへんのやろうとも思うし、実際、笠置町の密はどれぐら

いが密なのか。今、実際はそれなら密なのか、密でないのか。これ、すごく、めっちゃふわっとしているんですよ。

イベントに関してもそうですけれども、5,000人以上駄目ですよという時代があったりとか、今はもう緩和されていますよ、夏フェスもされてきている。この間も台風で中止にはなったけれども、途中までイナズマロックも滋賀県で開催されていると。それで、何万人という人が来るわけですよ。それは野外やからオーケーなのか。じゃ、笠置町にとっての基準というのが全く分からないんですよ。

それで、もやっと、ふわっとした中で、安心・安全やからこれはつけておいてくださいと。22万円の最低経費がこれにかかるわけですよ。それやったら、その3,000万繰り越して繰り越してきた中で今というのは、あまりにもちょっと薄いと思うんですよ。これは支出がしたいから、これを買わなあかんのみたいな話になってくる。そういうふうに捉えてしまうような支出の仕方は、僕は公的な行政としてどうなのと。それは大義名分が、安心・安全を買えるんですと言ったら、もう反論はしにくいんですけども、タイミングがちょっと遅いんじゃないというふうには思うんですよ。だから、もうちょっと早め早めの手だてを何かにつけて考えてもらわないとこういった質問が出てきますし、理解しにくいような予算編成になると思うんですよ。

こういった安心・安全じゃなく、もうよそがやったときには自分らもやる、自分らが逆に先進的なことをやるという習慣をつけないと駄目なのかなと思いますので、ぜひその辺は、予算編成をするときに心に留めていただきたいなと思います。

議長（大倉 博君） 答弁は要らない。

5番（坂本英人君） いいですよ。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。由本議員。

原案に反対ですか。

（「はい」と言う者あり）

3番（由本好史君） 3番、由本です。

議案第31号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、運動公園管理事業につきましては、やはり危険な箇所の修繕費が計上されておらず、事故の発生を危惧いたします。

商品券につきましては、商工会のプレミアム商品券の事業に悪影響を与えるものと思います。

また、防災行政無線戸別受信機の取替えについての事業費が計上されておらず、賦課徴収事務についても、職員の時間外の削減と言いながら、担当職員が入力の確認作業を行うということで174万2,000円が計上されております。それで時間外手当が七、八万削減できるということの説明でした。笠置町は非常に財政が厳しいと言いながら、こういった経費を計上され、費用対効果に疑問を抱くところでございます。

新型コロナワクチンの接種につきましても、初回接種を完了した全ての住民を対象にするんだと概要書ではなっておりまして、なかなか理解がし難い説明となっております。

これらのことから、議案についての反対討論とさせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

いろいろ質問はさせていただきましたが、今回いこいの館の電力も入っていると。これは世界情勢だったりとか、原油高とか、いろんな関係性を秘めている予算であります。一つ言えることは、今新規電力が参入できない、新しく契約し直せないという事実があると。例えば、城陽市であれば1億円、舞鶴だと1億4,000万円の公金が増になっています。この中でやっぱり公共施設を多く持っていないうちは100万円で済んでいると。これは事実ありますと。もう関電も全然新規を取ってくれませんかし、これは緊急にお金を支払わなければならないということは明確です。

子供に対する給付金が入っていたりとか、コロナワクチンを安定して打てるような環境をつくるとか、必要な予算が多く含まれていますので、指摘した点は行政に十二分に理解していただいて、来年度の予算編成にはこういうことがないように、僕たちが質問しなくてもいいような予算編成をしていただきたいと、これをもって賛成討論とさせていただきます。

議長（大倉 博君） ほかにないですか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから議案第31号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。



この採決は起立によって行います。

議案第31号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 賛成多数です。したがって、議案第31号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第4、議案第32号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第32号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の総額2億797万4,000円に、歳入歳出それぞれ51万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億848万5,000円とするものです。

主な提案内容は、歳入では府補助金、保険給付費等交付金を増額、歳出では一般管理費の委託料、傷病手当金の負担金補助及び交付金の増額をしております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 議案第32号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件につきまして御説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。

8ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料で18万2,000円を計上しております。国保システムの改修経費です。

2款保険給付費、6項傷病手当金、1目傷病手当金、18節負担金補助及び交付金で32万9,000円を計上しております。こちらは1日当たりの平均給与額を算出し、6名程度で試算しております。

次に、歳入の説明に移ります。

7ページを御覧ください。

4 款府支出金、1 項府補助金、1 目府補助金、1 節保険給付費等交付金で 5 1 万 1, 0 0 0 円を計上させていただいております。先ほど、歳出で説明いたしました財源充分でございます。

以上、歳入歳出それぞれ 5 1 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 8 4 8 万 5, 0 0 0 円としております。

以上で説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 3 2 号、令和 4 年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第 3 2 号、令和 4 年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第 3 2 号、令和 4 年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第 5、議案第 3 3 号、令和 4 年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第 3 3 号、令和 4 年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ 8 9 8 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 9, 4 7 9 万 4, 0 0 0 円とするものです。

主な内容は、昨年度実績の確定によります償還金の増額でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。

議案第33号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件について御説明させていただきます。

まず、8ページ、歳出を御覧ください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節償還金、利子及び割引料で898万4,000円を計上させていただいております。これにつきましては、償還金事業で3年度事業確定に伴う国・府等の返還金でございます。

また、7ページ、歳入では、その財源といたしまして前年度繰越金898万4,000円を上げております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第33号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第33号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第3日目は9月29日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午前11時35分